

鳥取県告示第744号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年12月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）保安林予定森林の所在場所

東伯郡琴浦町大字中村字坪谷口24、大字太一垣字本谷東平311から314まで、319から322まで、329、333、334、字城山228、229、字山添231、234、235

（2）指定の目的

土砂の流出の防備

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1）保安林予定森林の所在場所

東伯郡琴浦町大字福永字伊屋谷410の11

（2）指定の目的

土砂の流出の防備

（3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、琴浦町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）